

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（当直体制の見直し）に係る面談
2. 日時：令和2年11月6日（金）14時00分～15時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
高松専門職、横山係長、市森係員
福島第一原子力規制事務所
田中原子力運転検査官、坂本原子力運転検査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当4名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、当直体制の見直しに伴う実施計画の変更について、同年10月28日に実施した面談でのコメントに対する回答があった。
 - 夜間に複数事象が同時に発生した時における応援体制としては、水処理当直が対応し、更に対応が必要な時には、新事務本館に常駐する緊急時対策本部の運転班員から対応すること。
また、緊急時対応要員である運転班員は、新事務本館に常駐する緊急時対策本部の指揮下で、二名から四名に変更すること。
 - 平日の日勤帯における体制見直し前後の作業内容と人員を整理したこと。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認し、以下の対応を求めた。
 - 平日の日勤帯における体制見直し前後の作業内容と人員の説明を受けたが、夜間については説明がないので、夜間についても説明すること。また、平日以外の日勤帯の体制についても明確にすること。
 - 平日の日勤帯において、巡視点検等の業務を作業管理G員の（六名）が行うとのことであるが、実施計画上で明確ではないため、どのようにして人員が確保されるのか説明すること。

6. その他

資料：当直体制の見直しに伴う実施計画の変更について